

確 約 書

(第三債務者) 公益社団法人 不動産保証協会 御中
(質 権 者) 公益社団法人 全日本不動産協会 御中
(質 権 者) 一般社団法人 全国不動産協会 御中

申請者（以下「甲」といいます。）は、公益社団法人不動産保証協会（以下「乙」といいます。）、公益社団法人全日本不動産協会（以下「丙」といいます。）及び一般社団法人全国不動産協会（以下「丁」といいます。）に入会し、又は従たる事務所の設置を申請するにあたり、下記の件について確約します。

記

1. 甲は、退会若しくはその他の事由により乙の会員資格を失った場合又は従たる事務所の一つないし全部を廃止した場合、甲の乙に対する未納会費、官報公告料、宅地建物取引業法第64条の10に基づく還付充当金、未払代金、その他乙に対する一切の金銭債務について、乙が甲より納付を受けた弁済業務保証金分担金（ただし、入会后、従たる事務所の設置等により納付額が増加した場合は当該増加額も含む。以下同じ。）の返還債務と相殺することを承諾する。
2. 甲は、丙に対する未納会費、未払代金、その他一切の金銭債務の履行を担保するため、丙に対し、甲が乙に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権について質権を設定する。
3. 甲は、丁に対する未納会費、未払代金、その他一切の金銭債務の履行を担保するため、丁に対し、甲が乙に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権について質権を設定する。

以上

令和 年 月 日

<申請者>

所在地

商号（名称）

代表者

⑩ （実印／印鑑証明書添付）